

厚岸町規則第12号

厚岸町特定健康診査等事業実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月17日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町特定健康診査等事業実施規則の一部を改正する規則

厚岸町特定健康診査等事業実施規則（平成20年厚岸町規則第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「次のいずれかに該当する者」を「次の表に掲げる区分に応じた者」に改め、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

健康診査の種類		対象者
特定健康診査		国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第19条に定める被保険者であって、受診年度において40歳以上75歳未満の者
健康診査	生活習慣病検診	法第50条に定める被保険者及び生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護を受けている世帯に属する者であって、受診日において40歳以上の者
	若者健診	国民健康保険法第19条に定める被保険者及び生活保護法に基づく保護を受けている世帯に属する者であって、受診日において19歳以上40歳未満の者

第3条第2項を次のように改める。

2 特定保健指導又は保健指導の対象者は、次に掲げる者とする。

(1) 特定保健指導 前項の表のうち特定健康診査を受診した者であって、実施基準第4条に規定する者

(2) 保健指導 前項の表のうち健康診査を受診した者であって、実施基準第4条に規定する者

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。